

住民基本台帳及び戸籍制度等の改善等に関する提言

住民基本台帳及び戸籍制度等の適切な運用のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 本人が住民票の写しや戸籍謄本等の交付状況を知り得る制度とすることや不正請求に対する一層の罰則強化を行うなど、個人情報保護のさらなる充実を図ること。
2. 住民基本台帳ネットワークシステムの維持管理や住民基本台帳カードの普及促進に要する経費に対し、十分な財政措置を講じること
3. 新たな外国人住民に係る住民基本台帳について
 - (1) 政省令やシステム改修に伴う標準仕様書等の詳細な内容について、早急かつ適切な情報提供を行うとともに、新たな外国人住民に係る住民基本台帳の整備に要する経費等については、財政負担が生じないよう、十分な措置を講じること。
また、新制度へ円滑に移行できるよう具体的なスケジュール等を早急に示すとともに十分な準備期間を設けること。
 - (2) 外国人に対して、新制度の周知・啓発を行うなど、その運用に支障が生じないよう、財政措置等を含め万全な措置を講じるとともに、通称名の取扱い基準について、統一的な運用を定めること。
4. 外国人住民を対象とした日本語教育等の充実、外国人の子どもを受け入れる公立学校への支援、外国人学校の法的位置づけの明確化、より一層明確な「外国人受入れ方針」の策定、その方針を推進する組織の設置など外国人に関する施策を総合的に推進するとともに、新たな在留カードの常時携帯義務の見直し、各種申請等に係る義務年齢の引上げ等、在留外国人の負担軽減を図ること。
5. 民法第 772 条第 2 項いわゆる 300 日規定にかかる出生届について、実情に即して受理することができるよう法改正を含め所要の措置を講じること。
6. 養子縁組制度を悪用した虚偽の養子縁組の届出を未然に防止するよう、法改正を

含め適切な対策を講じること。